

賛成「森友学園」「加計学園」問題の真相究明を求める意見書

■終わっていない森友問題

国民の財産である国有地を鑑定価格の10分の1の破格値で手に入れた森友学園。籠池氏が安倍首相と教育理念を同じくし、ともに右翼団体日本会議のメンバーだったために便宜を受けたことは明らか。ゴミ処理費用も不当に高く見積もられ、土地値引きの口実にされていました。昭恵夫人や国交省・財務省の官僚を証人喚問して真相の究明を行うべきです。

■森友上回る加計学園疑惑

加計学園の獣医大学新設計画でも、森友と同じ構図が、より大規模に繰り返されています。加計孝太郎理事長は、安倍首相の30数年来の友人で「腹心の友」。その加計氏経営の獣医大学の新設が、国家戦略特区の仕組みを使って特別に認められ、獣医学会や文科省の反対を押し切って、今治市から130億円もの補助金も得て建設されようとしています。

■次々明らかになる首相自身の介入

「首相のご意向」などと書かれた、内閣府から文科省への圧力を示す文書の存在が明らかにされましたが、政府は「怪文書だ」と否定。

阿部治正は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

●戦争できる国で、いいですか？ 阿部治正は、憲法の平和主義の理念に立ち、必要最小限の組織や装備、運用に関する基本原則を定める平和創造基本法の制定を求めます。

●健康で文化的な生活（第25条） すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及

ところが、すべてを知る前文科事務次官・前川喜平氏が「総理のご意向だ」などと記された一連の文書は「確実に存在していた」と断言。また獣医学部の新設計画が加計学園ありきで進められ、「公平、公正であるべき行政がゆがめられた」とはっきりと語りました。



4月末、獣医学部の現場を見してきました。3月の今治市議会で決議が通ったばかりなのに、既に工事が進んでいました。

■調査されるべきは安倍政権の中核だ

その後も、現役文科省職員からの告発が続き、安倍政権は「追加調査」の約束へと追い込まれました。ところが、逆に文科省職員を「機密漏洩」で脅すありさま。最近では、獣医学会から、やはり「加計ありき」だったことを示す山本大臣の発言を記した議事録も提出されました。

調査されるべきは、お友達への利益誘導のために政治を歪め、政権を私物化して恥じない安倍首相自身と内閣府、安倍政権の中核です。

賛成

憲法尊重擁護義務の厳守を求める意見書



今年日本国憲法施行70年。改憲勢力は改憲の動きを強めています。しかし問題はむしろ、憲法に示された理念が政治や暮らしに活かされていないことです。

■最高法規（第99条）

天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

●憲法は国民が権力や国家縛るもの！

だから、憲法には権力者に憲法擁護義務を課しました。立憲主義の条項です。

■戦争の放棄（第9条）

日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

●戦争できる国で、いいですか？

阿部治正は、憲法の平和主義の理念に立ち、必要最小限の組織や装備、運用に関する基本原則を定める平和創造基本法の制定を求めます。

■健康で文化的な生活（第25条）

すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及

び増進に努めなければならない。

●自己責任、自助努力で切り捨てられる政治でいいですか？ 阿部治正は、暮らせる年金、安心の介護、最低賃金時給1500円を目指します。障がい者と共に生きる社会づくり、子どもの貧困の解決に取り組みます。

■教育を受ける権利（26条） すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

●おカネがないと教育が受けられない社会でいいですか？ 阿部治正は、高校授業料無償化制度の復活、公的な給付型奨学金の創設、無利子奨学金の充実、奨学金返済負担の緩和で子どもたちを応援します。

■人間らしく働く（第27条） すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

●非正規雇用を無くします。ブラック企業は許しません？ 阿部治正は、人間らしい尊厳ある働き方を目指し、長時間労働規制法の制定、均等待遇の実現、保育園不足の解消を求めます。

阿部はるまきの市政報告

E-mail:abe@union.email.ne.jp

流山市議会事務局 〒270-0192 流山市平和台 1-1-1 04-7150-6099

流山市議会
社民党

■市の小学校新設計画

保育所、学童クラブの不足を乗り越えて、小中学校の教室・校舎不足を生み出した流山の子育て・教育施策。市は、2021年4月の開校予定で新たな小学校新設計画を明らかにしました。場所は、流山警察署前の大畔地域、規模は47学級、大規模校になります。

流山市は、8年前の小山小学校、一昨年のおおたかの森小中併設校と、2回続けて新設直後に教室不足を生じさせ、また通学区変更など子どもや保護者に負担を強いました。

今度は大丈夫なのか。市民から不安の声があがっています。

■通学区の変更による負担は

現在おおたかの森小に通っている児童の中には、通学区域変更で小山小から移った子が多くいます。八木北小でも学区変更問題が生じています。4年後に新設小が出来れば、またまた学区変更です。

「母になるなら流山市」の宣伝標語に惹かれて、子どもが通う学校まで想定して引っ越し先地域を選んだ親たちもいます。にもかかわらず、行政の政策ミスで通学区変更を押しつけられ、負担を被らなければなりません。

保護者・住民の皆さんへの丁寧な説明、意見の聴取は絶対に欠かせません。

■通学路の安全対策は

新設校が予定されている場所は、直ぐ横を交通量の多い都市軸道路が走っています。今後ますます交通量増大が予想される道路です。小学生たちが、毎朝この道路を横断して学校に通うことを想像するとゾッとする、そう語る保護者もいます。市は、交通ボランティアなどにも協力をお願いすると言いますが、果たしてそれで十分か。

また、新設小は47学級というマンモス校、しかも更に拡大される可能性もあります。自



阿部治正はこの3年4ヶ月、平日は毎朝（出張などで市内にいない日を除き）市内駅頭に立ち市政の報告をしています。

ずから、遠くの地域から通う子どもも出て行きます。小学1年生の小さな身体に負担はかからないのか。今の計画のまま学校建設を進めるべきなのか、再考が必要です。

■マンモス校の弊害は

小規模校の統廃合を強引に進めて、行き届いた教育を目指す教員や保護者からひんしゅくを買っている文科省ですら、大規模校には批判的です。児童1人ひとりが活躍する機会や異年齢の児童の交流が少なくなる、きめ細かな指導が困難になる、校舎や運動場が窮屈になる、体育館やプールの利用調整が難しくなる、学校運営が困難になる等々が理由です。

市は大規模校の弊害を取り除くよう努めると言いますが、その方法は具体的には不明です。

■市民の声をちゃんと聞け

子どもたちの将来を大きく左右する学校教育の場はどうあるべきか、どうつくるか。小山小、おおたかの森小中併設校に続く、3度目の失敗は許されません。議会の意見はもちろん、何よりも市民の声を丁寧に聞き、その意見を計画に反映させていくべきです。そのためにも、徹底した情報公開は大前提です。

介護保険制度改革から2年 流山の介護はようになった

介護はボランティア頼みでなく専門家を中心に

●利用者は専門家の介護サービスを求めている

介護保険法が3年前に改正されました。内容は、①一定以上の収入(単身280万円、夫婦359万円)のある方のサービス利用料を1割から2割に引き上げ、②特養などに入所出来る方を要介護度3以上に制限、③要支援1と2の方を介護保険制度のサービスから市町村が運営する「新しい総合事業」に移す、④低所得者の方に対する補足給付の認定に預貯金などを含めてハードルを高くする等でした。流山市はすでに2年前の4月から実施しています。

今回は、「新しい総合事業」、特に介護をボランティアなどに委ねる方向を大きく打ち出した点について見ます。

まずサービスを利用する高齢者の希望との

食い違い。多くの利用者は、やはり専門の介護職からのサービスを希望しています。昨年10月に厚労省が発表した資料は、ボランティアを重用したサービスが普及していないこと(訪問3.9%、通所12.9%)を示しましたが、当然の結果です。

素人によるサービスで見落とされ、要支援・要介護の状態が悪化するケースも見られます。介護はボランティアでも出来る仕事と見なされ、介護職への社会的評価や処遇がいっそう低下する弊害もあります。

介護は、専門職を基本とする。介護職への処遇を抜本的に改善する。この事こそが重要です。

●24時間訪問サービスは国の思惑に振り回されないように

高齢者への医療と介護は「国の主導から自治体ベースへ」、「施設や病院から地域・在宅へ」という流れが強まっています。「地域包括ケアシステム」がそのカナメとされ、中心的役割を担う事業として「定期巡回随時対応型・訪問介護看護サービス」が推奨さ

れてきました。

ところが流山市ではその事業者が昨年12月に採算がとれず撤退。月単位で利用者20名が経営の前提ですが、13名しか確保出来なかったのです。いま新しい

ふたつの事業者が名乗りを上げていますが、この事業の採算面の難しさには変わりはありません。

背景に国の責任の軽減ありきの考えがありますが、導入した事業である以上、国の思惑に縛られず、研究と工夫によって軌道に乗せることも必要です。例えば、独居や高齢夫婦や重度者を中心とするのではなく軽度者も対象とする、生活支援なども組み入れてトータルなケアを目指す中で成果をあげるなどの工夫です。

●命と健康重視の仕事に金儲け主義は持ち込ませない

国が唱道する「介護は新たなビジネスチャンス」の風潮に乗ってか、不正もあとを絶ちません。消費者庁は、介護研修などを行う(株)日本教育クリエイト(三幸福社力レッジ、日本医療事務協会)に対し、景品表示法違反に当たるとして措置命令を出しました。実際には値引きしていない研修費用を、しているかに偽った広告を出し、受講者を集めていたのです。

昨年、流山市が行った介護職員実務者研修の受講費助成を受けた方15名の内、14名が同事業者の下で研修を受けていました。こんな有様では、研修内

容自体への信頼も失われかねません。人の命と健康に関わる仕事に関するウソや金儲け主義は決して許さない。市には毅然とした態度が求められています。



地域・在宅へ？
ねらいは国の責任・役割軽減



●子ども医療費助成に国が科すペナルティは廃止を

今は市町村が運営主体となっている国保が、2018年からは都道府県の運営にされようとしています。加入者の年齢構成が高い、所得水準が低い等のために財政運営が不安定な国保制度の安定のためと言われます。しかし実際は国の負担の軽減、そのための医療供給の抑制が目的です。

まず、これまで自治体が子どもの医療費助成を行うと、余裕があると見なされてペナルティが科せられていました(国保国庫負担金の減額)が、今後はどうなるのでしょうか。国は、未就学児までの助成は見逃すがそれ以上はこれまで通りペナルティの対象とする方針です。今どき中学生までの医療費助成は当たり前、多くの自治体が高校生までを目標にし始めている中で、少子化対策に逆行する国の施策です。

●保険料引き上げ、保険証取り上げ、受診抑制招かぬよう

来年度からは、保険料は市が徴収しまとめて県に

流山の国民健康保健の実状(2015年実績)
保険料が所得の25%以上の人も
保険証持たぬ人が7%以上も

- 滞納世帯数、割合は？
- 保険料の軽減世帯割合は？
- 7割軽減(前年所得が33万円以下) **22.2%**
- 5割軽減(33万円+<24.5万×世帯主除く加入者数>以下) **17.8%**
- 2割軽減(33万円+<35万×加入者数>以下) **10.5%**
- 軽減世帯の保険料の所得に対する割合は？
- 7割軽減 **25.5%**
- 5割軽減 **8.7%**
- 2割軽減 **10.3%**
- 滞納世帯の割合 **15.7%**(2015年末)
- 短期被保険者証 **5.7%** 1,339世帯
- 資格証明書 **1.7%** 411世帯

(資格証明書ではいったん医療費を全額を支払う必要があるため受診困難に。短期被保険者証でも期限切れなどで受診抑制に。そして重症化、医療費増に)

国民健康保健の県への一元化 流山の医療は大丈夫か

納付することになります。その納付金額と加入者に課せられる保険料の元となる「標準保険料率」が来年1月に県から市に示されます。実際に徴収する保険料は最終的には市が決めるとされていますが、県段階で決められる保険料率が今までより高くなることは確実。国や県が「激変緩和措置」を口にするように「激変」が前提なのです。

このままでは、保険料のさらなる引き上げ、支払い困難な人への徴収圧力のいっそうの強化、支払えない人からの保険証の取り上げ、医療を受けられない人たちの増加が避けられなくなる心配があります。

●国保は社会保障、運営は国の責任であること明確に

もいますが、独立採算は民間保険と保険者負担を勘定して、社会保障の一環としての国保の運営はあり得ません。

そもそも社会保障は自助や共助では国民の受けるリスクに対処出来ないからこそ生み出された仕組み。だからこそ、「ベバリッジ報告(1942年)」は国の責任を、ビスマルクの社会保険(1880年代)は企業・雇用者の責任を明確にしたのです。

日本の憲法も、25条で「生存権」の保証を謳い、国民健康保険法は国保制度の基本を「社会保障」の一環だと明確に謳っています。国保は人々が医療を受ける権利の柱なのです。

流山市は、国民皆保険の基礎である国保を、住民

の立場に立って充実させていく姿勢を明確にし、県や国と対峙しなければなりません。住民が置かれている暮らしや医療の厳しい現状を深く知り、それを守り、支え、ともに困難を解決していく取組が強く求められています。

医療は権利！
それでこそ安心じゃよ



健康・医療
国民健康保険